

行為許可料金について

狭山市の都市公園条例に基づき、下記の使用料金を当日、利用する公園窓口においてご精算くださいますようお願いいたします。

◇都市公園の行為の許可による使用料

種 別	単 位	金 額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1 平方メートルにつき 1 日	14 円
業として行う写真の撮影	1 件につき 1 日	710 円
業として行う映画等の撮影	1 件につき 1 時間	2,280 円
興行	1 平方メートルにつき 1 日	17 円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1 平方メートルにつき 1 日	8 円

全部改正〔平成 17 年条例 34 号〕、一部改正〔平成 22 年条例 17 号〕

例) 物品の販売、興行その他の営業行為において、1 日、100 m²を利用する場合の利用料金
1,440 (円) = 14 (円/m²) × 100 (m²)

狭山市都市公園条例により、下記の行為を禁止します。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 張り紙、張り札その他の広告物を表示すること。
- (6) ごみその他の汚物を捨てること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (9) その他都市公園の設置目的に反すること。

堀兼・上赤坂公園 管理事務所

狭山市堀兼 2484 番地 3

TEL : 04-2959-1200